

公募型プロポーザル方式による業者選定に係る手続き開始の掲示について

次のとおり提案書の提出を公募します。

1 業務名

水内荘給食調理業務委託

2 業務履行場所

水内荘：長野県長野市豊野町豊野 2230-1

3 業務概要

障害者支援施設における調理業務（詳細は仕様書のとおり）

予算額：21,924,000円／年（税抜）

（注）提案書は予算額以内で作成すること。

4 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

5 提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 食品衛生法第52条第1項の営業許可を受けていること。
- (3) 掲示日現在、長野県内において食品衛生法の規定による営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。
- (4) 業務履行に当たる業務責任者を配置し、業務履行場所に常駐させること。また、管理栄養士又は栄養士の有資格者を配置できる者であること。
- (5) 長野県における令和4・5・6年度物品買入れ等競争入札参加資格名簿14その他の業務23給食業務に登録されていること。
- (6) 長野県に本社又は支店、営業所を有する者。
- (7) 過去3年以内に長野県、長野県に隣接する県内の福祉施設・医療施設・学校において、6カ月間以上、1日につき朝昼夕3食の食事提供で1食あたり40食以上の調理実績があること。
- (8) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例6号第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

6 参加表明書及び提案書の作成・提出に係る事項

(1) 電子文書による仕様書等の閲覧、配布

期間：令和6年10月7日（月）から令和6年10月21日（月）まで

長野県社会福祉事業団水内荘ホームページに掲載する。

<https://nagano-swc.com/minochi/>

仕様書等をダウンロードして入手すること。

この資料に基づき各自確認、検討を行うこと。

(2) 仕様書等に関する質問の受付、回答

仕様書等について質疑がある場合は、メールをもって行う。この質疑応答書は仕様書等の追補とみなす。質疑書については、任意の様式でよい。

期間：令和6年10月9日（水）午前9時から令和6年10月29日（火）午後4時まで

宛先：水内荘 総務課 担当 湯本

メール：minochi21@gold.ocn.ne.jp

回答日：令和6年11月6日（水）午後4時までに、ホームページにて回答する。

(3) 現地確認

現地確認が必要な場合は、事前に下記担当者に電話連絡し、承諾を得た上で実施すること。

申込期間：令和6年10月11日（金）から令和6年10月16日（水）まで

現地確認期間：令和6年10月21日（月）から令和6年10月25日（金）まで

※土日を除く 午後1時30分から午後2時30分の間

ただし、感染症対策等により実施できない場合がある。

問い合わせ先：水内荘 総務課 湯本、中山

電話番号：026-257-2194

(4) 参加表明書及び提案書等提出書類

①参加表明書（様式2号）

②提案書（様式任意）

③その他

ア. 5（7）の実績に関する受託契約書の写し

イ. 水内荘を想定した7月1週間分の献立表（常食 1800kcal/日・栄養素量・食材量込）

【朝食：木曜パン、土曜パン】

【昼食：月曜・金曜は丼ものもしくはカレー等、火曜麺類】

ウ. 見積書（様式①）・経費内訳書（様式②）

エ. 直近3年分の決算書の写し

オ. 会社案内パンフレット・担当者名刺

提出期限：令和6年11月20日（水）まで

提出先：水内荘

提出方法：郵送または持参すること。郵送の場合は、期限日までに到着していること。

(5) 提案書の作成

上記（4）②提案書の作成にあたっては、仕様書を参照し、下記項目の順序・構成でA4版縦もしくは横書き、左上箇所綴じの印刷物作成すること。

また、提案書の表現については、専門的な知識を有さない者でも理解できるよう、わかりやすいものとする。

なお、提案書は1社につき1提案とする。

①事業者の業務実績

長野県内、長野県に隣接している県で過去3年間以内の福祉施設・医療施設・学校における給食業務に係る実績を記載すること。

②給食業務実施の基本的姿勢

- ア 食事提供に関わる基本的な考え
- イ 社内の安全衛生管理マニュアル等
- ウ 危機管理に対する具体的な考え
- エ 異物混入や食中毒を防止するための具体的な方策
- オ 施設職員との協力体制

③献立作成体制及び利用者サービスについて

- ア 利用者満足度を高める方策について
(季節行事食や回数の内容・利用者満足度を高める具体的な取り組み・障がい特性に配慮した個別対応)
- イ 現受託先での調理例(朝食・昼食・夕食・おやつ)の写真
- ウ 季節の旬の食べ物の献立例の写真(1食分)
- エ 苦情等への対応体制

④人員配置体制・研修体制

- ア 良質な従事者の確保・配置体制
- イ 配置を計画している資格者等従事者の構成
※従事者の勤務形態(常勤・パート等)別人数・時間を記載すること。
- ウ 調理技術・衛生管理の職員研修体制

⑤バックアップ体制・非常時の体制

- ア 業務責任者を中心とした現場との連絡体制
- イ 従事者の欠員やトラブル時などの緊急連絡体制
- ウ 災害・食中毒等の発生時の対応
- エ 非常食の備蓄

(6) 事業者選定に係る日程

- ①掲示 令和6年10月7日～10月21日
- ②質問受付 令和6年10月9日～10月29日
- ③現地確認申込期間 令和6年10月11日～10月16日
- ④現地確認実施日 令和6年10月21日～10月25日
- ⑤質問回答 令和6年11月6日
- ⑥提案書等の提出期限 令和6年11月20日
- ⑦参加辞退の届出期限 令和6年11月21日～12月10日
※提案書等を提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式③)を期限内に提出すること。
- ⑧プレゼンテーション 令和6年12月11日
- ⑨審査結果通知 令和6年12月18日 発送

7 提案を求める具体的内容及び評価基準

(1) 評価基準

当法人で定めた評価基準に基づき、総合的に判断する。

なお、選定した業者が採用の辞退及びその他の理由で契約できない場合は、次点者を委託候補業者とする。

総合点数は200点とし、審査項目と配点は次のとおりとする。

項目	配点
業務実績・経営状況	30
給食業務実施の基本的姿勢 衛生管理・危機管理	35
献立作成・利用者サービス向上	50
人員配置・研修体制	25
バックアップ体制・非常時の体制	20
委託料の妥当性	40
合計	200

(2) プレゼンテーション・質疑応答

プレゼンテーションは1社につき15分間とし、その後10分程度の質疑応答を行うものとする。

説明に必要な機材の持ち込みは可とするが、設置時間はプレゼンテーションの時間に含む。

プレゼンテーション参加人数は各社2名までとする。

日時：令和6年12月11日（水） 詳細は追って連絡する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、後日参加者全員に文書にて通知するとともに、選定者の業者名を、契約締結後、ホームページにて公開するものとする。ただし、各評価項目の点数等は公開しないものとする。また、結果に対する異議は認めない。

結果発送：令和6年12月18日（水）

(4) 保証金

見積金額の100分の10とし納付を免除する。ただし、決定者が契約を締結しない場合は、納付させないこととした金額を徴収する。

8 その他

(1) 本手続きに係る留意事項

- ①本プロポーザルに要する費用は全て各提案者の負担とする。
- ②提出されたすべての書類は返却しない。
- ③本プロポーザルにおいて知り得た情報は第三者に漏らしてはならない。
- ④提出された書類は本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤入札に係る資料に、加除・修正が生じた場合は、随時ホームページに公表する。

(2) 感染対策

新型コロナウイルス感染症等予防のため、来所の際は、水内荘の感染症対策に従うこと。

(3) 問い合わせ先

電話による問い合わせは、現地確認の予約以外、原則受け付けません。メールで行うこと。

社会福祉法人長野県社会福祉事業団 水内荘
住所 〒389-1105 長野県長野市豊野町豊野 2230-1
電話 026-257-2194 (午前9時から午後4時)
ただし、土日、祝祭日を除く
メール minochi21@gold.ocn.ne.jp
担当 水内荘 総務課 湯本、中山